

東北・関東地方から排出される産業廃棄物の処理に係る対応指針

1 目的

この指針は、「高松市産業廃棄物処理等指導要綱」（平成11年4月1日施行。以下「要綱」という。）において、県外産業廃棄物の搬入に当たり、その性状等を明らかにするために事業者及び処理業者が調査すべき事項を規定しているが、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、東北・関東地方から排出される産業廃棄物の処理に係る当面の取扱いを定めるものである。

2 県外産業廃棄物搬入事前協議に係る当面の取扱い

東北・関東地方の11都県※から排出される産業廃棄物について、要綱に基づく事前協議又は変更協議（以下「事前協議等」という。）があった場合には、当面の間、次のとおり対応する。

※ 平成二十三年三月三十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号）第30条により、放射性物質に汚染された産業廃棄物（特定産業廃棄物）が排出されるおそれがあるとして掲げられた11都県（岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）

I 県外排出事業者

(1) 県外排出事業者における分析

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）で定めのある11都県に所在する事業場から、県外産業廃棄物を市内に搬入しようとする場合には、搬入する産業廃棄物について放射能濃度（Bq/kg）を測定し、事前協議等の際にその結果を添付すること。

なお、放射性物質濃度の分析については、次のとおりとする。

- ① 放射性物質汚染対処特措法に定める11都県に所在する事業場から搬入される全ての産業廃棄物を対象とする。
- ② 市内に搬入する産業廃棄物の性状又は排出事業場が変われば、その都度、放射能濃度を測定し、その結果を提出すること。
- ③ 放射性物質濃度は環境省の定める「放射能濃度等測定方法ガイドライン」（平成23年12月第1版）に準じて測定を行うこと。
 - 測定機器
ゲルマニウム半導体検出器又はNaI（TI）シンチレーションスペクトロメータ
 - 測定対象
セシウム134濃度及びセシウム137濃度（単位：ベクレル（Bq/kg））
 - 試料採取方法
試料採取にあたっては、該当する産業廃棄物の代表性を確保できるよう、日本工業規格（JIS-K0060「産業廃棄物のサンプリング方法」）を準用すること。

(2) 事前協議等の通知について

放射性物質濃度の分析結果（セシウム134濃度及びセシウム137濃度の合計値）が100 Bq/kg 以下であり、その他循環的な利用等に関する基準に適合することが確認できた場合、協議結果通知書を交付する。

なお、既に協議結果通知書交付済の県外排出事業者については、速やかに、当該産業廃棄物の放射性濃度の分析を実施して提出すること。

II 処理する者

(1) 処理する者における空間放射線量の計測

放射性物質汚染対処特措法で定めのある11都県に所在する事業場から、市内に搬入しようとする場合、処理する者（処分し、又は保管する者をいう。以下同じ。）は、排出事業者が行った放射能濃度測定結果により、放射性物質に汚染されていないことを確認するとともに、実際に県外産業廃棄物が搬入される都度、空間放射線量（ $\mu\text{S}/\text{h}$ ）を計測すること。

なお、空間放射線量の計測については、次のとおりとする。

- ① 県外産業廃棄物受け入れ時に、搬入の都度、シンチレーション式サーベイメータ等のガンマ線を測定できる空間線量計により行うこと。
- ② 測定結果を受入基準と比較することにより、バックグラウンドと同等程度であることを確認すること。
 - 「放射能濃度等測定方法ガイドライン」では、空間放射線量の測定を保管場所及び運搬車両の周辺4箇所で開催することとされているが、測定箇所は1箇所でも良いこととし、予め同時点で5回測定した結果の平均値をバックグラウンド値の平均値として、搬入物の測定後、基準と比較すること。
 - 測定結果については、少なくとも5年間、記録し、保存しておくこと。

(2) 県外産業廃棄物の受入基準

県外産業廃棄物の受入基準は次のとおりとし、基準を超える空間放射線量が計測された場合は受入れできないこと。

〈基準〉

測定結果（ $\mu\text{S}/\text{h}$ ） < 「バックグラウンド値の平均値」 + 「 $3 \times$ 標準偏差」
であること。

※「バックグラウンド値の平均値」とは、測定箇所において5回測定した結果の平均値

- 基準を超過した場合は、搬入を中止し、速やかに基準超過の事実を市に報告するとともに、その後の対応について市と協議すること。

III 市の役割

市は、年2回、処理する者への立入調査を行い、空間放射線量を測定するとともに、それまで処理する者が搬入の都度測定し、確認、記録、保存している測定結果をチェックする。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。